制作

1. 指 針

- (1) テーマに基づいた展示を行う。
- (2) 常に責任者と協議し、その指導にしたがって良識ある活動を行う。
- (3) 参加を希望する団体は、各種申込用紙を提出する。内容に不備のある場合は、責任者を通じ差し戻す。

2. 制作内容の注意点

はぐま祭の内容については、生徒会本部、生徒課、課長主任会、職員会議で審議され、校長が最終決定を下す。

- (1) 大きな音を出すなど、周囲を妨害しかねない行為は禁止する。
- (2) 展示において、既製品のゲーム機を使用してはならない。
- (3) 参加申し込みにおいて許可された場所以外で活動してはならない。机・いすの移動までは、部展は各部室、クラス展は各クラスで活動する。
- (4) 所属団体外の者に、参加を強要してはならない。
- (5) 展示会場については別紙を参照のこと。

3. クラス展の展示場範囲

- (1) 28 HR を除く 2 年のクラス展は、教室の半分を使用する。教室は、黒板側とロッカー側で分割する。
- (2) 28 HR および 3 年のクラス展は、1 教室すべてを使用する。

4. 展示場制作の注意点

(1) 熱中症対策のため、各展示場では常時換気する。換気方法は次の通りである。

換気方法

廊 下 窓: すべて常時 10 cm 開ける。

教 室 窓:すべて常時 10 cm 開ける。

教室壁の窓: 真ん中の窓をすべて開ける。

なお、雨天時は廊下窓および教室窓は雨が降り込まないようにする。

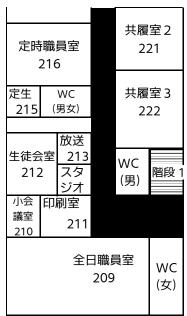
- (2) 廊下は展示場として使用したり、ゲートや装飾などを除く一切のものを置いたり してはならない。ゲートや装飾などを設置する場合は、廊下を190cm以上開ける。
- (3) 蛍光灯を取り外したり、付近に物を設置したりしてはならない。
- (4) エアコンは、展示物で覆ってはならない。
- (5) 天井、壁、廊下、窓やサッシなどへの釘、ガムテープ、ビニールテープ、画びょうなどの使用は禁止する。また、以下の行為をしてはならない。
 - 1. 塗料・ワックスがはがれたり、跡が残ったりする部分へのテープ類の使用。
 - 2. 黒板へのテープ類の使用。
- (6) スプレー、ペンキ等の使用は下記の通りにする。なお、使用はすべて屋外で行い、 使用にあたっては、活動場所をすべて責任者に伝える。
 - 1. 使用時はブルーシートで床を覆い、その上に新聞紙、段ボールなどを敷く。
 - 2. スプレーは風で拡散することのないよう注意する。
 - 3. 絵の具の付着のあるものは、校舎の水道で洗ってはならない。はぐま会館となりの水道または武道場 1 階の水道を使用する。
- (7) 火気は、その一切を禁止する。
- (8) 工具およびカッターなどの取り扱いにあたっては、けがのないよう注意する。校舎 を破損することのないよう、板を下に敷く。
- (9) 校舎を破損した団体は、責任者および事務室に申し出たうえで、各自の責任のもと復旧する。かかる費用の一切は、各自でこれを負担する。

参考 天井のボード 1 枚を張り替える場合、約10万円かかる。

- (10) 準備に際し使用するものの一切は、各団体で用意する。学校の備品は、特別に許可を得た場合を除き、使用してはならない。生徒会本 4月17日
- (11) 個人の所有物には、それぞれ氏名を記入する。
- (12) 特別教室などの備品を使用する場合は、管理者に問い合わせ、その指示に従う。

部および事務室は、用具の貸し出しを行わない。

- (13) 大量の電力を消費する器具を使用してはならない。 また、コードリールは、巻いたまま使用しない。
- (14) 定時制と教室を共用する教室では、定時制の掲示物を外してはならない。
- (15) 職員室および準備室付近などで作業してはならない。右図の黒塗りの部分で作業してはならない。



- (16) 準備室前での作業は、担当教員の許可を得たうえで、業務を妨害しないようにする。
- (17) 他団体の教室前では、教室の使用の有無を問わず作業しない。ただし、責任者同士 の協議により合意を得た場合はこの限りではない。
- (18) はぐま祭前日の午後、生徒課教員による展示会場の見回りを実施する。違反ないし 危険な部分があった場合、責任者に通達する。当該箇所は開会式までに修正する。
- (19) 展示会場のごみ箱は原則撤去し、使用団体ごとに保管する。団体の判断によりごみ 箱を設置する場合は、各団体がごみ処理の責任を負う。
- (20) 窓を暗幕ないし段ボールで覆う場合は、以下の点に注意する。
 - 1. 窓の開閉の妨げにならないように覆う。
 - 2. 破損および転落の危険があるため、窓を開けたまま覆わない。
 - 3. 覆った場所に来客が寄りかかることのないよう、掲示ないし説明にて注意を 徹底する。
- (21) 窓の付近に、高さのあるアトラクションを設置してはならない。机は、窓の付近で 使用してはならない。
- (22) 教室の扉および窓を取り外すことはできない。
- (23) エアコンは、熱中症対策等の観点から、適切に使用する。

5. 机・いす・教卓

(1) 使用制限

数量に限りがあるため、使用制限を設定する場合がある。使用に際する優先順位は 「方針 3. 注意事項(1)(p.1)」を参照のこと。

机・いす・教卓以外のものについては、「制作 4. 展示場制作の注意点 (12) (p. 8)」を参照のこと。

数量は文化祭実行委員が集計する。なお、教卓は27台である。

(2) 使用数

第二次申し込み用紙に記入する。申し込み後は原則変更を受け付けない。

(3) 移動先および移動時間の決定

担当教員が「机・いす・教卓の移動表」を作成し決定する。

第二次申し込み用紙の提出内容を参照する。表の作成にあたり時間を要するため、第二次申し込み用紙の提出後は希望数の変更を一切認めない。

6. パネル・暗幕

パネルの担当は体育委員会、暗幕の担当は交通安全委員会。

(1) 使用制限

パネル・暗幕の数量には限りがあるため、以下の通り制限を設ける。

1. パネル:各団体 3 枚以内 (2 年クラス展は、部展・3 年クラス展への配布後余りがある場合に限る)

2. 暗 幕: 各団体合計 45 m² 以内

注 意 教室を分割する場合の仕切りはこれに含めない。

部展については、パネルに余りがある場合、追加の配布を行う場合も ある。

(2) 使用数

第二次申し込み用紙に記入する。提出後の変更は受け付けない。

(3) 在庫

パネル・暗幕の在庫数はそれぞれ次の通りである。

1. パネル:113枚

注 意 生徒会本部の備品のサイズは、(縦)×(横) = 90 cm × 180 cm。

2. 暗 幕:次の表の通り。ただし、性質上ある程度の誤差を含む。

(サイズの単位は m。 左から、1 号、2 号、の順で 5 号まである)

サイズ	1.0×2.0	1.8×3.5	1.8×5.0	1.8×7.0	1.8×9.0
数量	20	58	18	11	32

色は、黒・茶・紺のいずれか。原則として色は選択できない。事情により色の指定が必要である場合は、第二次申し込み用紙にその旨を記入する。担当教員との協議により認められる場合がある。

(4) 配 布

配布の割り振りは、実行委員会が調べる在庫数に基づいて生徒会本部が行う。配布 時に不足ないし破損等があった場合は、各団体と実行委員会が協議し対応する。

7. 会 計

(1) 経費の上限

展示経費の上限を以下の通りに定める。

1. 部展・委員会:上限なし

2. 1年校内装飾: 38,000円(1年生全体)

3. 2年クラス展: 60,000円

4. 3年クラス展: 90,000円

(2) 会計報告

各会計担当者は、生徒会本部が配布する会計報告書を提出する。物品の購入にあたっては、領収書の交付を受ける。レシートは認められない。

(3) その他

- 1. 経費は、すべて各団体が徴収し用意する。
- 2. 金銭の取り扱いについては各団体が責任を負う。
- 3. 経費の徴収にあたっては、<u>妥当性</u>、<u>所属生徒の同意</u>、<u>責任者の承認</u>が 必要である。各団体の責任で対応する。
- 4. 出費は最低限におさえ、集金の過不足は避ける。

8. 申し込み

(1) 第一次申し込み

- 1. 第一次申し込みの内容に基づき、パンフレットの制作を印刷会社に委託する。
- 2. 空欄および未選択の部分は、希望がないものとみなす。
- 3. 提出期限を厳守する。
- 4. 内容に不備のあるときは差し戻す。

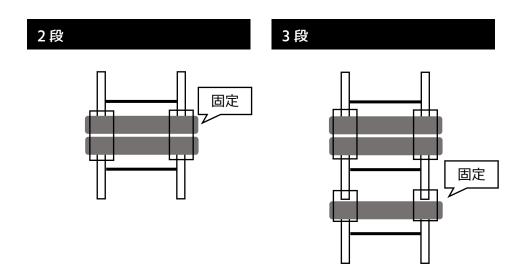
(2) 第二次申し込み

- 1. 第一次申し込みが承認され次第、第一次申し込み用紙の返却と同時に配布する。
- 2. 机・いす・教卓の使用希望数の変更は一切受け付けない。
- 3. 提出期限を厳守する。
- 4. 内容に不備のあるときは差し戻す。

壁・ゲートの作り方

1. 机を使用する

- (1) 机を2段または3段積んで、結束バンドやビニールひもで固定する。
- (2) 段ボールで作った壁や暗幕などを机の柱に固定する。ビニールひもに加えガムテープで補強する。



2. 段ボールを使用する

- (1) 同じサイズの段ボールを積み、ガムテープや結束バンドで固定する。
- (2) 一番下の段ボールの中に、ペットボトルなど重いものを入れて固定する。養生テープなどテープ類は禁止。

